

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して⁽¹⁶⁾ —

坂 柳 明

1. はじめに一その会社の経営者が当期の財務諸表で言及する余地があるかどうかの問題になる、また、その会社の監査人が当期の監査報告書で言及する余地があるかどうかの問題になる、「将来の財務諸表に反映される影響」

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

ここで、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応との関係で、坂柳（2019a,51）では、坂柳（2019a,52）で示したところの、株式会社LTTバイオファーマ（以下、「LTT」とする）の2008年連結財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況）（[事例1-1]）¹⁾には、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※1²⁾）は示されているが、[事例1-1]には、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書（[事例

1) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

2) 本稿で用いられている※1は、坂柳（2019a）では、「※7」と表されている。

1-2]) 上の「追記情報」に示されているような、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※2³⁾)は、示されていないことを指摘した。⁴⁾このことを踏まえて、坂柳(2019b)の第2節(坂柳(2019b,71-72))では、上記の[事例1-1]を、「※1は示されているが、[事例1-2]上の「追記情報」に見られる※2は示されていない[事例1-1]」(※3)、と特徴付けた。

そして、この※3との関係で、坂柳(2019b)の第2節では、次の問題、即ち、[事例1-2]上の「追記情報」には※2が示されているが、研究上の議論においては、[事例1-1]に示されていない※2は、[事例1-2]に示される余地があるのか、という問題について、坂柳(2019a)の議論をまとめ、[事例1-1]に示されていない※2は、坂柳(2019b)の第2節で述べた意味で、[事例1-2]に示される余地がある旨を指摘した。そして坂柳(2019b)では、坂柳(2019b,81)において、「[事例1-2]上の「追記情報」に、※2のみが示されている状況」(※4)を想定した上で、坂柳(2019b)では、次の問題を考察した。それは、研究上の議論において、※2のみが示されている[事例1-2]上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題(※5)である。

[事例1-1] —LTTの2008年連結財務諸表の注記

「当社グループは当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上しました。

また、営業キャッシュフローにつきましても、連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなりました。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。前述の大幅な損失は主に子会社株式会社アスクレピオス株式の評価損及び同社子会

3) 本稿で用いられている※2は、坂柳(2019a)では、「※6」と表されている。

4) 本稿で用いられている[事例1-1]は、坂柳(2019a)では、「[事例2-2]」と表されている。また、本稿で用いられている[事例1-2]は、坂柳(2019a)では、「[事例2-1]」と表されている。

社化時に実施したデューデリジェンス費用等の一時的な費用ならびに研究開発費の増加によるものであります。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解決すべく、より安定した経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査するとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減に努め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めてまいります。また経営資源の集中の一環として平成20年9月を目処として当社の100%子会社である株式会社ソーレ株式を売却予定であります。

そうした経営基盤のもと当社は今後とも創薬ならびに表面改質化技術の研究開発に邁進してまいります。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表及び連結附属明細表には反映しておりません。」(傍線筆者)

【事例 1-2】—LTTの2008年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上した。また、営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった。このため継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

上記の※5を考察するに当たって、坂柳(2019b)の第3節の(2)(坂柳(2019b,92-94))では、詳細については参照頂きたいが、次の2つの考えを提示した。まず、1つ目は、《1》:[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している内容を、LTTの利害関係者に対して示すために、LTTの監査人は、※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の「[当社グループ]が、[当連結会計年度]において、「営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上」している状況」(※6)及び「[営業キャッシュフロー]について、「連続してマイナス」となっており、「当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナス」となっている状況」(※7)を「解決」するための、[事例1-1]に見られる、「①:「より安定した経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査する」こと、及び②:「役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減」を含めた、LTTの経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」(※8⁵⁾)を指している旨を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」において、「経営計画等」が指している内容が特定されていることを前提とした上で、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、と推察される※2の記述よりも前に示すことになる、という考え(※9⁶⁾)である。また、2つ目は、《2》:[事例1-1]に見られるところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している、と推察された※8によって「解決」される※6及び※7があることを理由に、[事例1-2]上の「追記情報」において、※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることを自らが考慮していることを、LTTの利害関係者に対して示すために、LTTの監査人は、(1):「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨(※10⁷⁾)を表す記述、及び(2):「[事例

5) 本稿で用いられている※8は、坂柳(2019b)では、「※9」と表されている。

6) 本稿で用いられている※9は、坂柳(2019b)では、「※10」と表されている。

7) 本稿で用いられている※10は、坂柳(2019b)では、「※11」と表されている。

1-1]に見られるところの、※7がある」旨(※11⁸⁾)を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」において、そのLTTの監査人によって「経営計画等」が「達成可能」であることが考慮されている、と理解できる※2の記述よりも前に示すことになる、という考え(※12⁹⁾)である。

そして、坂柳(2019b)の第3節の(2)(坂柳(2019b,95-96))では、①:前段落の《1》で提示した※9に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※8を指している」旨(※13¹⁰⁾)を表す記述が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、という意味で、※5に見られる「※2以外の事項」である「※13」は、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地があることを指摘した。また、坂柳(2019b)の第3節の(2)(坂柳(2019b,96))では、②:前段落の《2》で提示した※12に従って、※10を表す記述、及び※11を表す記述が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、という意味で、※5に見られる「※2以外の事項」である「※10」及び「※11」は、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地があることを指摘した。

ここで、次の問題が生じる。それは、[事例1-2]上の「追記情報」においては、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、※2の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されている旨の記述が示されているが、[1]:2つ前の段落の《1》で提示した※9に従うと、前段落の①で言及したところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「※13を表す記述」は、[事例1-2]上の「追記情報」において、「経営計画等」が指している内容が特定されていることを前提とした上で、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、と推察される

8) 本稿で用いられている※11は、坂柳(2019b)では、「※12」と表されている。

9) 本稿で用いられている※12は、坂柳(2019b)では、「※13」と表されている。

10) 本稿で用いられている※13は、坂柳(2019b)では、「※14」と表されている。

※2の記述よりも前に示されることになり、[2]:2つ前の段落の《2》で提示した※12に従うと、前段落の②で言及したところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「※10を表す記述」及び「※11を表す記述」は、[事例1-2]上の「追記情報」において、LTTの監査人によって、「経営計画等」が「達成可能」であることが考慮されている、と理解できる※2の記述よりも前に示されることになるが、研究上の議論において、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、※2の記述よりも「後に」示されることになる記述はあるのか、という問題(※14)である。

この※14に関して、[事例1-2]上の「追記情報」においては、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の「後に」、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述(※15)(傍線筆者)が示されているが、この※15に見られる「連結財務諸表」について、LTTの『有価証券報告書』(2008年版)の117頁に示されている、[事例1-2]を含めた、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書の全体の内容を参照すると、上記の※15に見られる「連結財務諸表」、及び※15を除いた[事例1-2]に見られる「連結財務諸表」は、「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」(※16)を指していることがわかり、上記の※15においては、この※16との関係で、「重要な疑義の影響」という記述が示されていることがわかる。しかし、※15に示されている「重要な疑義の影響」という記述については、次の2つの問題がある。

まず、1つ目は、〈1〉:※15に見られる「重要な疑義の影響」が、具体的にどのような内容を指しているのか、筆者にはわからない、という問題である。また、2つ目は、〈2〉:※15に見られる「重要な疑義の影響」が指している内容が、特定できるのであれば、「重要な疑義の影響」が指しているその内容を、LTTの利害関係者が理解できるように、「重要な疑義の影響」が指しているその内容が、[事例1-2]に示される必要があるが、[事例1-2]においては、

「重要な疑義の影響」が指している内容が示されていない、という問題である。

そうすると、次のことがわかる。それは、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※15、即ち、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述（傍線筆者）に見られる「重要な疑義の影響」には、前段落の〈1〉及び〈2〉で示した問題があるため、[事例1-2]上の「追記情報」において、「重要な疑義の影響」という記述が見られる※15」が示されていることを与件として、先に示した問題（※14）を考察することはできない、ということである。

そうであれば、次の問題が生じる。それは、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※15、即ち、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述（傍線筆者）において、(1)：2つ前の段落の〈1〉及び〈2〉で述べた問題があるところの、※15に見られる「重要な疑義の影響」ではなく、(2)：※15に見られる「連結財務諸表」、即ち、先に示した「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」（※16）に「反映」されていないところの、「何らかの影響」はあるのか、という問題である。

ここで、以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」（※16）を、「LTTの当期の財務諸表」と捉えた上で、先に示した「※14」、即ち、「研究上の議論において、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることとなる記述のうち、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、※2の記述よりも「後に」示されることとなる記述はあるのか、という問題」（傍線筆者）に見られる、「[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、※2の記述よりも「後に」示されることとなる記述」（傍線筆者）の中の「記述」として、前段落で示した問題を踏まえた上で、「[LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」についての記述」を想定すると、上記の※14は、次の問題に書き換えることができる。それは、「研究上の議論において、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることとなる記述のうち、[事例1-2]上

の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※2）の記述よりも「後に」示されることになる、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」についての記述はあるのか、という問題（※17）（傍線筆者）」である。

この※17で言及されている、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」としては、まず、「LTTの当期の財務諸表」に反映される余地がないところの、「将来の年度についての財務諸表に反映される影響」を想定することができるが、(1):「LTTの当期の財務諸表」に反映される余地がないところの、「将来の年度についての財務諸表に反映される影響」だけでなく、(2):一般に、LTTが含まれるところの、ある会社の「当期の財務諸表」と、「将来の年度についての財務諸表」（以下、「将来の財務諸表」とする）について、研究上の議論において、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」」（※18）を、概念として提示しようとする場合には、次の主張がなされる可能性がある。それは、上記の※18においては、当期の財務諸表と対比される「将来の財務諸表」に、「将来の特定の事象」によって生じる影響（例えば、「将来の特定の事象」によって生じる、「多額の損失」という影響）が反映されることが、排除されてはいないが、明確に示されているわけでもないので、上記の※18は、「将来の財務諸表」に「将来の特定の事象」によって生じる影響が反映されることを考慮して、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」（※19）（傍線筆者）と記述する必要がある旨の主張である。本稿では、この主張を踏まえた上で、次の問題を考察する。

それは、研究上の議論において、①:「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」」（※18）ではなく、②:「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」（※19）を、概念として提示する必要があるか、という問題（※20）である。この※20が、どのように解決されるかによって、

一般に、[1]:その会社の経営者が、当期の財務諸表の注記で言及する余地があるかどうかの問題になる、「将来の財務諸表に反映される影響」が意味する内容、及び[2]:その会社の監査人が、当期の監査報告書で言及する余地があるかどうかの問題になる、「将来の財務諸表に反映される影響」が意味する内容が、上記の※18であるのか、それとも、上記の※19であるのかが変わってくるので、(1):経営者が開示する事項を規定する開示制度、及び(2):監査人が監査報告書に記載する事項を規定する監査制度を設計するに当たって、有益な示唆を与えることが期待されるところの、※20の考察の結果は、重要である。

この※20を考察するに当たって、本稿の第2節では、上記の※18、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない」、「将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に見られる、「当期の財務諸表」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係を、読者にわかりやすく伝えるための素材として、株式会社フジタ(以下、「フジタ」とする)の2006年連結財務諸表についての「追加情報」と、フジタの2005年連結財務諸表の注記を示す。その上で、第2節では、そこで述べる意味で、フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」において、「前連結会計年度末」の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる」状況として、「平成17年3月31日」現在の、フジタの2005年連結財務諸表の注記に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況(※21)が想定されている、と推察されることを示す。

そして、このことを踏まえた上で、第3節においては、詳細については参照頂きたいが、2つ前の段落で提示した※20に見られる※19、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない」、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に示されている、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係に注目し、まず、第3節の(1)においては、次のことを指摘する。それは、第3節の(1)で述べる意味で、フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」に見られる、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は

27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（※22）（傍線筆者）において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」には、《1》：フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」に示されている、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び《2》：フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」に示されている、「410億円程度の第三者割当増資」が含まれると推察される、ということである。

一方、〈1〉：第3節(2)では、フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」に示されている該当する記述、及びフジタの2006年連結財務諸表の注記に示されている該当する記述を踏まえた上で、「当社グループ」にとっての、次の事象を想定する。それは、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象（※23）である。また、〈2〉：第3節(2)では、そこで述べる意味で、(1)：前段落の《1》で示した「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と、上記の※23について想定できる、「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※23」、(2)：「平成17年6月10日」に、※23によって「「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象が発生していること、(3)：「平成17年9月29日」に、「債務免除の実行」という事象が発生していること、そして、(4)：フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「債務免除の影響」を考慮した上で、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係について、次の説明を提示する。それは、【1】：「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※23、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象によって、「「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象（①）が発生し、その「「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象（①）が発生した後の、「平成17年9月29日」に、「債務免除の実行」という事象（②）が発生し、フジタの2006年連結財務諸表には、「債務免除の影響」が反映される」という説明（※

24) (傍線筆者)である。そして、〈3〉：第3節の(2)では、※24において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(※25)であることを指摘する。

他方、〈1〉：第3節の(3)では、フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」に示されている該当する記述、及びフジタの『有価証券報告書』(2006年版)の28頁に示されている該当する記述を踏まえた上で、「当社グループ」にとっての、次の事象を想定する。それは、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象(※26)である。また、〈2〉：第3節の(3)では、そこで述べる意味で、(1)：2つ前の段落の《2》で示した「410億円程度の第三者割当増資」と、上記の※26について想定できる、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※26、及び(2)：フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「第三者割当増資の影響」を考慮した上で、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係について、次の説明を提示する。それは、【2】：「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※26、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象によって、フジタの2006年連結財務諸表には、「第三者割当増資の影響」が反映される」という説明(※27) (傍線筆者)である。そして、〈3〉：第3節の(3)では、※27において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(※28)であることを指摘する。

続く第4節では、詳細については参照頂きたいが、2つ前の段落の【1】の〈3〉で示した※24において想定されている※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」について、※24の内容を踏まえた上で、次の問題を指摘する。それは、《1》：※25は、※23に

よって「〔総額98,855百万円の債務免除〕の決定」という事象(①)が発生した「平成17年6月10日」に生じた影響であるのか、それとも、《2》：※25は、「〔総額98,855百万円の債務免除〕の決定」という事象(①)ではなく、「債務免除の実行」という事象(②)が発生した「平成17年9月29日」に生じた影響であるのか、という問題(※29)である。

そして、第4節では、そこで述べる意味で、この※29が解決されない場合に、一般的には、先に提示した※20に見られる※19に示されている、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)について、「将来の特定の事象」が指している内容は共有されていても、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できない状況」(※30)を想定できることを示す。その上で、第4節では、(1)：①：上記の※30、即ち、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できない状況」を想定しても、②：第4節で述べることを踏まえて、一般的に、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できる状況」(※31)を想定しても、先に提示した※20に見られる※19に示されている、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」という記述を踏まえた上で成立する、「将来の特定の事象の影響は、将来の財務諸表に反映される」という考え(※32)に基づくと、上記の①で示した※30、及び上記の②で示した※31においては、「将来の特定の事象」の影響は、その「将来の特定の事象」が特定できるか否かに関係なく、「将来の財務諸表に反映される」ことを指摘し、(2)：このことを踏まえた上で、※18には示されていないところの、※19、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」(傍線筆者)に見られる、「将来の特定の事象によって生じる、」という記述が、必要であるかどうかを考察する。そして、最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」において想定されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる」状況

前節で提示した※20を考察するに当たって、まず、以下のフジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」〔事例2-1〕¹¹⁾を見ると、〔事例2-1〕においては、「前連結会計年度」という記述、及び「当連結会計年度」という記述が示されているが、〔事例2-1〕が所収されているところの、フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の48頁に示されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況」を参照すると、〔事例2-1〕に示されている、「前連結会計年度」という記述、及び「当連結会計年度」という記述に関しては、次のことがわかる。それは、(1):「当社グループ」の「前連結会計年度」は、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」（「(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)」）を指している、ということであり、(2):「当社グループ」の「当連結会計年度」は、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」（「(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)」）を指している、ということである。次に、〔事例2-1〕において、「当社グループ」の「前連結会計年度末」

11) (1):「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2005年6月16日改正）の第8条の5では、次のように記されており(①)、(2):「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2004年12月28日改正）の第15条では、次のように記されている(②)。また、(3):日本公認会計士協会（2004）の「2. 追加情報の定義」では、次のように記されている(③)。

①:「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

②:「この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

③:「追加情報とは、会計方針あるいは貸借対照表又は損益計算書等に注記すべきものとして規則等で具体的に規定しているもの以外の注記による情報をいい、利害関係人が企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関して適正な判断を行う上で必要と認められる情報である。」

の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる」状況の内容を理解するために、フジタの2005年連結財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況）を見てみよう（〔事例2-2〕）。

〔事例2-1〕フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」

「「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況」の解消について

当社グループは、当社が策定した「財務体質上の課題の根本的解決」と「収益基盤の強化」を柱とした「新中期経営計画」（平成17年3月31日策定）に沿って、前連結会計年度において148,977百万円の事業再構築費用を計上したため、145,206百万円の当期純損失となり、前連結会計年度末において119,240百万円の債務超過となっております。

当社グループは、「財務体質上の課題の根本的解決」のために、「新中期経営計画」において計画されていた410億円程度の第三者割当増資による資本増強と、関係金融機関からの910億円程度の債務免除、ならびに建設関連不動産販売事業部門の会社分割の実現に向けてグループを挙げて取り組んでまいりました。

410億円程度の第三者割当増資につきましては、平成17年9月29日に、総額41,000百万円の第三者割当増資を実施し、ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスにすべて引受けていただきました。

関係金融機関からの910億円程度の債務免除につきましては、平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき、総額98,855百万円の債務免除が決定し、平成17年9月29日に債務免除が実行されました。

建設関連不動産販売事業部門の会社分割につきましては、平成17年8月2日に建設関連不動産販売事業部門を会社分割し、新設した株式会社ジー・シー・リアルエステートへ販売用不動産等の資産39,632百万円と短期借入金等の負債39,622百万円を承継させました。更に資産の減損リスクを断ち切るために、平成17年9月22日に同社株式のすべてをグループ外の第三者へ譲渡いたしました。

これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消するとともに、不動産の所有に起因する地価下落等による資産の減損リスクを断ち切り、財務体質上の課題を根本的に解決することができました。

現在は、「新中期経営計画」に基づき、「選択と集中の実践による収益基盤の強

化」を基本方針とし、首都圏地域への経営資源の集中、当社グループの主力である民間建築分野の中でも特に、商業、物流、医療福祉および工場の4分野を重点分野として、強化を図っております。当連結会計年度の連結売上高につきましては、323,830百万円と計画比7,730百万円の増加、連結営業利益は7,890百万円と計画比290百万円の増加、連結経常利益は5,720百万円と計画比2,320百万円の増加となりました。

当該状況により、当連結会計年度末において、当社グループでは、継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象または状況は解消しております。したがって、前連結会計年度の連結財務諸表に注記した「継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象または状況」に関する注記については、当連結会計年度における連結財務諸表には注記しておりません。」(傍線筆者)

[事例 2-2] ーフジタの2005年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になっております。

この主な要因は、当社グループを取り巻く環境が、市場規模の縮小と競争激化、地価下落の継続等による資産の減損リスクの拡大等、一段と厳しさを増す中で、企業としての運営を継続していくためには、当社グループとして最大限の努力を行い収益基盤の強化を推進すべく、当社は「新中期経営計画」を策定し、この計画に沿って148,977百万円の事業再構築費用を計上したためであります。

当該状況により、平成17年3月31日現在において、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

連結財務諸表作成会社である当社は、こうした状況に鑑み、今後も最大限の自助努力により収益基盤の強化を推進する所存でございますが、当該状況を解消するために、関係金融機関に対し「私的整理に関するガイドライン」に従った金融支援を要請いたしました。

平成17年4月12日に、「私的整理に関するガイドライン」に基づいて開催された第1回債権者会議において、全対象債権者のご出席のもと、専門家アドバイザーの選任をはじめとする全ての議案が承認されております。

当社の再建計画である「新中期経営計画」においては、410億円程度の第三者割当増資による自己資本の増強と、910億円程度の債務免除が計画されておりましたが、平成17年6月8日GSキャピタル・パートナーズ（ゴールドマン・サックスが組成し運用する企業投資ファンド）、森トラスト株式会社等により設立され

る予定である投資媒体に、当社が実施する総額41,000百万円の増資引受をしていただくことにつき合意しました。

また、平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきましたことにより、総額98,855百万円の債務免除が決定しております。これらの実施により、債務超過は解消の見込であります。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

まず、(1)：[事例2-2]の中の、「当社グループ…」から始まる段落で示されている内容、及び(2)：[事例2-2]の中の、「この主な要因…」から始まる段落で示されている内容を踏まえると、[事例2-2]に見られる「この主な要因」は、[事例2-2]の中の、「当社グループ…」から始まる段落に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いることの「主な要因」を指していることがわかる。また、[事例2-2]の中の、「この主な要因…」から始まる段落においては、その「主な要因」、即ち、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いることの「主な要因」が、「当社」が策定した「新中期経営計画」に沿って、「148,977百万円の事業再構築費用を計上した」ことである旨が示されている、と理解することができる。

ここで、前段落で述べたことを踏まえると、[事例2-2]の最初から3つ目の段落に示されている、「当該状況により、平成17年3月31日現在において、当社グループは継続企業の前題に関する重要な疑義が存在しております」という記述(※33)(傍線筆者)に見られる、「当該状況」については、まず、次のことが言える。それは、〈1〉：上記の※33に見られる「当該状況」が指している内容は、(1)：「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いることの「主な要因」が、「当社」が策定した「新中期経営計画」に沿って、「148,977

百万円の事業再構築費用を計上した」ことである旨が示されている、と理解できる、[事例2-2]の最初から2つ目の、「この主な要因…」から始まる段落には示されておらず、(2)：その段落の前の、「当社グループ…」から始まる段落に示されていると推察される、ということである。また、〈2〉：[事例2-2]の中の、「当社グループ…」から始まる段落に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況(傍線筆者)に示されている、「145,206百万円の当期純損失を計上した結果」という記述を踏まえると、[事例2-2]においては、「当社グループ」が計上した「145,206百万円の当期純損失」が、「119,240百万円の債務超過」の原因になる、という意味で、「145,206百万円の当期純損失」が「119,240百万円の債務超過」に影響を与えている状況が想定されている、ということである。

そうであれば、次のことがわかる。それは、〈3〉：前段落で示した〈1〉及び〈2〉で述べたことを踏まえると、[事例2-2]の中の※33、即ち、「当該状況により、平成17年3月31日現在において、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述(傍線筆者)に見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる「当該状況」は、[事例2-2]の中の「当社グループ…」から始まる段落において、「当社グループ」が計上した「145,206百万円の当期純損失」が、「119,240百万円の債務超過」の原因になる、という意味で、「145,206百万円の当期純損失」が「119,240百万円の債務超過」に影響を与えているところの、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-2]に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況(第1節で示した※21)を指している、と理解できるということである。

ここで、(1)：[事例2-2]に見られる※21、即ち、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況(傍線筆者)においては、「145,206百万

円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過」という記述が、示されていることがわかる。他方、(2)：[事例2-1]に見られる、「145,206百万円の当期純損失となり、前連結会計年度末において119,240百万円の債務超過となって」いる状況(※34)（傍線筆者）においては、①：上記の(1)で示した、「145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過」という記述は示されておらず、②：「145,206百万円の当期純損失となり…119,240百万円の債務超過」という記述が、示されているだけである。

このように、[事例2-1]と[事例2-2]については、前段落の(1)及び(2)で述べた意味の、記述の相違が見られるが、[1]：[事例2-1]に示されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる」状況は、一般的には「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる」状況、と記述できること、及び[2]：①：「当社グループ」にとって、[事例2-1]に見られる※34、即ち、「145,206百万円の当期純損失となり、前連結会計年度末において119,240百万円の債務超過となって」いる状況（傍線筆者）においては、「145,206百万円の当期純損失」が想定されていること、そして、②：上記の※34においては、「前連結会計年度末」、即ち、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」の末日である、「平成17年3月31日」において、「119,240百万円の債務超過」となっている状況が想定されていることを踏まえると、次のことがわかる。それは、(1)：2つ前の段落の〈3〉で述べた意味で、[事例2-2]の中の※33、即ち、「当該状況により、平成17年3月31日現在において、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述（傍線筆者）に見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる「当該状況」は、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-2]に見られる※21を指している、と理解できることを考慮して、(2)：[事例2-1]においては、「前連結会計年度末」の、一般的には「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる」状況、と記述できる、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる」状況として、[事例2-2]の中の※33に見られるところの、一般的には「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる」状況、

と記述できる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる「当該状況」が指していると理解できる、「平成17年3月31日」現在の、「事例2-2」に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況（※21）が想定されている、と推察されるということである。

3. 「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係

(1) 「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」の範囲

他方、前節で示した「事例2-1」に見られる、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（第1節で示した※22）（傍線筆者）から想定できる、「新中期経営計画」の施策」に関しては、次のことが言える。それは、[1]:「事例2-1」においては、上記の※22に見られる「新中期経営計画」との関係で、「新中期経営計画」において計画されていた410億円程度の第三者割当増資による資本増強と、関係金融機関からの910億円程度の債務免除、ならびに建設関連不動産販売事業部門の会社分割」という記述が示されていること、及び[2]:「事例2-1」においては、「これら「新中期経営計画」に基づく…」から始まる段落の前に、①:「410億円程度の第三者割当増資…」から始まる段落、及び②:「関係金融機関からの910億円程度の債務免除…」から始まる段落、そして、③:「建設関連不動産販売事業部門の会社分割…」から始まる段落の3つの段落があることが考慮された上で、上記の※22においては、「これら「新中期経営計画」」という記述が示されている、と推察されるので、※22から想定できる、「新中期経営計画」の施策」には、[事例2-1]に示されている、「410億円程度の第三者割当増資」（上の①を参照）、及び「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」（上の②を参照）、そして、「建設関連不動産販売事業部門の会社分割」（上の③を参照）が含まれると推察される、

ということである¹²⁾。

他方、脚注12の☆1に示したところの、[1]:フジタの『有価証券報告書』(2006年版)の9頁に示されている「1【業績等の概要】」、及び[2]:フジタの『有価証券報告書』(2006年版)の20頁に示されている「7【財政状態及

12) ①:フジタの『有価証券報告書』(2006年版)の9頁に示されている「1【業績等の概要】」、及び②:フジタの『有価証券報告書』(2006年版)の20頁に示されている「7【財政状態及び経営成績の分析】」の「(2)当連結会計年度の経営成績の分析」に、共に見られる記述(☆1)の内容を考慮すると、「当社グループ」は、「新中期経営計画」に基づき、「当連結会計年度」において、[1]:「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除、ならびに、[2]:「第三者割当増資による資本増強」により、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したことがわかる。このことを踏まえた上で、[事例2-1]に見られる※22、即ち、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述(傍線筆者)から想定できる、「新中期経営計画」の施策」には、[事例2-1]に示されている、(1):「410億円程度の第三者割当増資」、及び(2):「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」は含まれるが、(3):「建設関連不動産販売事業部門の会社分割」は含まれない旨の主張(☆2)を行う論者がいるかもしれない。

☆1:「…当社グループは、「新中期経営計画」に基づき、当連結会計年度において「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除、ならびに第三者割当増資による資本増強により、前連結会計年度に生じた債務超過を解消し、財務体質上の課題の根本的解決をはかることができた。…」(傍線筆者)

しかし、フジタの『有価証券報告書』(2006年版)の17頁に示されている、「5【経営上の重要な契約等】」(☆3)に見られるところの、「「新中期経営計画」の施策の一つとして、平成17年6月29日開催の定時株主総会において分割計画の承認を受け、平成17年8月2日に建設関連不動産販売事業部門を会社分割し」という記述(傍線筆者)を踏まえると、次のことがわかる。それは、「建設関連不動産販売事業部門」の「会社分割」は、「新中期経営計画」の施策の一つ」であるため、2つ前の段落で示した※22から想定できる、「新中期経営計画」の施策」には、[事例2-1]に示されている、(1):「410億円程度の第三者割当増資」、及び(2):「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」だけでなく、(3):「建設関連不動産販売事業部門の会社分割」も含まれることになるので、2つ前の段落で示した☆2は、誤りであるということである。

☆3:「当社は、「新中期経営計画」の施策の一つとして、平成17年6月29日開催の定時株主総会において分割計画の承認を受け、平成17年8月2日に建設関連不動産販売事業部門を会社分割し、新設した株式会社ジー・シー・リアルエステートへ販売用不動産等の資産396億円と短期借入金等の負債396億円を承継させた。更に資産の減損リスクを断ち切るために、平成17年9月22日に同社株式のすべてをグループ外の第三者へ譲渡した。」(傍線筆者)

び経営成績の分析】の「(2)当連結会計年度の経営成績の分析」に、共に見られる記述（[事例3-1]）の内容を考慮すると、「当社グループ」は、「新中期経営計画」に基づき、「当連結会計年度」において、(1):「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除、ならびに、(2):「第三者割当増資による資本増強」により、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したことがわかる。ここで、[事例3-1]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、(1):「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除、及び(2):「第三者割当増資による資本増強」については、次のことが言える。それは、[事例3-1]においては、[事例2-1]において想定されている、「建設関連不動産販売事業部門の会社分割」が、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」した旨の記述は、示されていないが、[1]:[事例3-1]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除を生じさせた施策は、[事例2-1]においては、その全体的内容を踏まえると「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」（前段落で示した②を参照）と表されている、と理解できるということであり、[2]:[事例3-1]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、「第三者割当増資による資本増強」を生じさせた施策は、[事例2-1]においては、その全体的内容を踏まえると、「410億円程度の第三者割当増資」（前段落で示した①を参照）と表されている、と理解できるということである。

【事例3-1】フジタの「業績等の概要」及び「財政状態及び経営成績の分析」の
〔2)当連結会計年度の経営成績の分析〕

「…当社グループは、「新中期経営計画」に基づき、当連結会計年度において「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除、ならびに第三者割当増資による資本増強により、前連結会計年度に生じた債務超過を解消し、財務体質上の課題の根本的解決をはかることができた。…」（傍線筆者）

このことを踏まえると、[事例2-1]に見られる※22、即ち、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（傍線筆者）から想定できる、1.：「新中期経営計画」の施策」ではなく、※22において想定されている、2.：「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」については、次のことが言える。それは、※22において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」には、[事例3-1]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」していないところの、[事例2-1]において想定されている、「建設関連不動産販売事業部門の会社分割」は含まれず、《1》：[事例3-1]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除」を生じさせた施策、と理解できる、[事例2-1]に示されている「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び《2》：[事例3-1]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、「第三者割当増資による資本増強」を生じさせた施策、と理解できる、[事例2-1]に示されている「410億円程度の第三者割当増資」が含まれると推察される、ということである。

(2) 「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象

次に、前段落の《1》で言及したところの、[事例2-1]に示されている「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」に関して、(1)：先に示した [事例2-2] の中の、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきましたことにより、総額98,855百万円の債務免除が決定しております」という記述（※35）（傍線筆者）を見ると、※35においては、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきましたことにより、総額98,855百万円の債務免除が決

定」という記述（傍線筆者）が、示されていることがわかる。しかし、(2)：先に示した〔事例2-1〕の中の、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき、総額98,855百万円の債務免除が決定し、平成17年9月29日に債務免除が実行されました」という記述（※36）（傍線筆者）においては、①：上記の(1)で示した、「「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきましたことにより、総額98,855百万円の債務免除が決定」という記述は示されておらず、②：「「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき、総額98,855百万円の債務免除が決定」という記述が、示されているだけである。

このように、〔事例2-1〕と〔事例2-2〕については、前段落の(1)及び(2)で述べた意味の、記述の相違が見られるが、〔事例2-1〕に見られる※36に含まれている、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき」という記述（※37）（傍線筆者）に示されている、「「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき」という記述を踏まえると、※37については、次のことがわかる。それは、〔1〕：※37においては、「「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があったこと」が想定されている、ということである。また、〔2〕：※37、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき」という記述（傍線筆者）においては、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議」が考慮されていることがわかる。

そうであれば、〈1〉：前段落の〔1〕及び〔2〕で述べたことを踏まえると、「当社グループ」にとっての、次の事象を想定することができる。それは、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があっ

た」という事象（第1節で示した※23）である。

他方、〈2〉：3つ前の段落で示したところの、[事例2-2]の中の、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、『新中期経営計画』に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきましたことにより、総額98,855百万円の債務免除が決定しております』という記述（※35）（傍線筆者）に見られる、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、『新中期経営計画』に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきましたことにより、総額98,855百万円の債務免除が決定』という記述を踏まえると、「平成17年6月10日」に、※23によって「『総額98,855百万円の債務免除』の決定」という事象が発生していることがわかる¹³⁾。また、〈3〉：[事例2-1]に見られる※36、即ち、「平成17年6月10日開催の『私的整理に関するガイドライン』に基づく第2回債権者会議において、『新中期経営計画』に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき、総額98,855百万円の債務免除が決定し、平成17年9月29日に債務免除が実行されました』という記述（傍線筆者）を踏まえると、「平成17年6月10日」に、「『総額98,855百万円の債務免除』の決定」という事象が発生した後の、「平成17年9

13) 日本公認会計士協会（2003）の「2. 監査対象となる後発事象の範囲」では、次のように記されている（☆4）。

☆4：「監査対象となる後発事象とは、決算日の翌日から監査報告書日までの間に発生した会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象をいう。」（傍線筆者）

この☆4に関しては、次の問題が生じる。それは、例えば、本文で言及したところの、「平成17年6月10日」に、※23によって「『総額98,855百万円の債務免除』の決定」という事象が発生していること」から想定される、「『決算日の翌日』以降に発生した『将来の特定の事象』」（☆5）（傍線筆者）は、上記の☆4に見られる「監査対象となる後発事象」であるのか、という問題である。

この問題について、(1)：☆5が、「決算日の翌日」以降に発生した事象であることを考慮した上で、(2)：☆5に見られる「将来の特定の事象」が、上記の☆4に見られる「会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象」である、と解釈しても、☆5においては、☆4において想定されている「監査報告書日」は、想定されていない。よって、上記の(1)及び(2)で述べたことを踏まえると、☆5は、☆4に見られる「監査対象となる後発事象」を含み得るが、☆5は、☆4に見られる「監査対象となる後発事象」には限定されることがわかる。

月29日」に、「債務免除の実行」という事象が発生していることがわかる¹⁴⁾。

そうすると、次のことがわかる。それは、〈4〉：研究上の議論においては、(1)：「債務免除の影響」が、2つ前の段落で示した※23、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象（傍線筆者）で言及されている、「平成17年6月10日」に生じたのか、それとも、(2)：前段落で示した※36で言及されている「平成17年9月29日」に生じたのか、という問題はがあるが、「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、フジタの2006年連結財務諸表には、「債務免除の影響」が反映される、ということである。他方、〈5〉：前節で示した〔事例2-1〕に見られる※22、即ち、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（傍線筆者）において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」に、本節の(1)の最後の段落で述べた意味で含まれる、《1》：〔事例2-1〕に示されている「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と、《2》：〔事例2-1〕に示されている「410億円程度の第三者割当増資」のうち、〔事例2-1〕の全体の内容、及び〔事例2-1〕の中の「関係金融機関からの910億円程度の債務免除…」から始まる段落で示されている

14) 第2節で示した〔事例2-2〕においては、「平成17年4月12日」に、「私的整理に関するガイドライン」に基づいて開催された第1回債権者会議において、全対象債権者のご出席のもと、専門家アドバイザーの選任をはじめとする全ての議案が承認されて」いる旨の記述（☆6）が示されているが、この☆6においては、本文で示した※35及び※36に見られる、「総額98,855百万円の債務免除」のような、財務諸表に反映される影響額が、示されていないこと（☆7）がわかる。

本文においては、「当社グループ」にとって想定できることを示すために、「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響額を把握するに当たって、前段落で示した☆7に留意して議論を行っている。よって、本文の議論においては、前段落で示した☆6を考慮していない。

内容を踏まえると、上記の《2》：「410億円程度の第三者割当増資」ではなく、上記の《1》：「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と、2つ前の段落で示した※23については、「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※23」を想定することができる。

ここで、[1]：前段落の〈5〉で示した、「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※23」、[2]：2つ前の段落の〈2〉で言及した「平成17年6月10日」に、※23によって「「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象が発生していること、[3]：2つ前の段落の〈3〉で言及した「平成17年9月29日」に、「債務免除の実行」という事象が発生していること、そして、[4]：前段落の〈4〉で言及したところの、フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「債務免除の影響」を考慮すると、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係について、次の説明を提示することができる。それは、「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※23、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象によって、「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生し、その「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生した後の、「平成17年9月29日」に、「債務免除の実行」という事象(②)が発生し、フジタの2006年連結財務諸表には、「債務免除の影響」が反映される」という説明(第1節で示した※24)(傍線筆者)である。そして、この※24において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響(第1節で示した※25)であることがわかる。

他方、前段落で示した※24との関係で、第1節で提示した※20に見られる、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」」(※18)(傍線筆者)に注目し、[1]：※18に見られる「当期の財務諸表」として、「当社グループ」の「前連結会計年度」(傍線筆者)、即ち、「平成16年

4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表を想定し、また、[2]：※18に見られる「将来の財務諸表」として、「当社グループ」の「当連結会計年度」（傍線筆者）、即ち、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表を想定した上で、[3]：前段落で示した※24において想定されている、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」（※25）は、上の[1]で示した、「当社グループ」の「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「当期の財務諸表」には反映されず、上の[2]で示した、「当社グループ」の「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「将来の財務諸表」に反映される影響、と理解できるので、第1節で提示した※20に見られる、「当期の財務諸表に反映される余地がない」、「将来の財務諸表に反映される影響」（※18）については、次のことが言える。それは、※18を1つの具体的な形で表した影響として、※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」を想定することができる、ということである。

(3) 「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象続いて、本節の(1)の最後の段落の《2》で言及したところの、[事例2-1]に示されている「410億円程度の第三者割当増資」に関して、①：[事例2-1]においては、「平成17年9月29日に、総額41,000百万円の第三者割当増資を実施し、ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスにすべて引受けていただきました」という記述（傍線筆者）が、示されていることがわかる。この記述と、②：フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の28頁に示されている、「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」の「(注)2」において、「平成17年6月8日の取締役会決議による平成17年9月29日付有限会社フジタ・ホールディングスへの第三者割当

増資」として示されている、「普通株式 24,444,445株 有償 発行価額110円 資本組入額 55円」という記述（傍線筆者），及び「C種優先株式 44,444,445株 有償 発行価額862円 資本組入額 431円」という記述（傍線筆者）を踏まえると、「当社グループ」にとって、「平成17年9月29日」に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、「普通株式」及び「C種優先株式」を「すべて」引受けたのは、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングス」であることがわかる¹⁵⁾。

そうであれば、〈1〉：前段落で述べたことを踏まえると、「当社グループ」にとっての、次の事象を想定することができる。それは、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象（第1節で示した※26）である。

15) 第2節で示した「事例2-2」においては、そこに見られる「410億円程度の第三者割当増資による自己資本の増強」との関係で、「平成17年6月8日GSキャピタル・パートナーズ…、森トラスト株式会社等により設立される予定である投資媒体に、当社が実施する総額41,000百万円の増資引受をしていただくことにつき合意しました」という記述（☆8）が示されているが、(1)：この☆8においては、「GSキャピタル・パートナーズ…、森トラスト株式会社等により設立される予定である投資媒体」という形で、「総額41,000百万円」の「増資」の引受先については、言及されている。また、(2)：☆8においては、「総額41,000百万円の増資引受をしていただくこと」について「合意」した旨は、示されている。

しかし、前段落で言及した☆8においては、本文の①で示したところの、「事例2-1」の中の、「平成17年9月29日に、総額41,000百万円の第三者割当増資を実施し、ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスにすべて引受けていただきました」という記述（傍線筆者）を踏まえると、☆8で言及されている、「総額41,000百万円」の「増資」が、「GSキャピタル・パートナーズ…、森トラスト株式会社等により設立される予定である投資媒体」に、実際に引受けられた旨の記述は、示されていないこと（☆9）がわかる。

本文においては、「当社グループ」にとって想定できることを示すために、「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響額を把握するに当たって、前段落で示した☆9に留意して議論を行っている。よって、本文の議論においては、2つ前の段落で示した☆8を考慮していない。

そうすると、〈2〉：「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、フジタの2006年連結財務諸表には、「第三者割当増資の影響」が反映されることになる。他方、〈3〉：前節で示した〔事例2-1〕に見られる※22、即ち、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（傍線筆者）において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」に、本節の(1)の最後の段落で述べた意味で含まれる、《1》：〔事例2-1〕に示されている「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と、《2》：〔事例2-1〕に示されている「410億円程度の第三者割当増資」のうち、〔事例2-1〕の全体の内容、及び〔事例2-1〕の中の「410億円程度の第三者割当増資…」から始まる段落で示されている内容を踏まえると、上記の《1》：「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」ではなく、上記の《2》：「410億円程度の第三者割当増資」と、前段落で示した※26については、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※26」を想定することができる。

ここで、この「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※26」と、前段落で言及したところの、フジタの2006年連結財務諸表に反映されることになる、「第三者割当増資の影響」を考慮すると、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係について、次の説明を提示することができる。それは、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※26、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象によって、フジタの2006年連結財務諸表には、「第三者割当増資の影響」が反映される」という説明（第1節で示した※27）（傍線筆者）である。そして、この※27において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映

される影響」(第1節で示した※28)であることがわかる。

他方、前段落で示した※27との関係で、第1節で提示した※20に見られる、「当期の財務諸表」に反映される余地がない、「将来の財務諸表」に反映される影響」(※18)(傍線筆者)に注目し、[1]:※18に見られる「当期の財務諸表」として、「当社グループ」の「前連結会計年度」(傍線筆者)、即ち、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表を想定し、また、[2]:※18に見られる「将来の財務諸表」として、「当社グループ」の「当連結会計年度」(傍線筆者)、即ち、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表を想定した上で、[3]:前段落で示した※27において想定されている、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(※28)は、上の[1]で示した、「当社グループ」の「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「当期の財務諸表」には反映されず、上の[2]で示した、「当社グループ」の「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「将来の財務諸表」に反映される影響、と理解できるので、第1節で提示した※20に見られる、「当期の財務諸表」に反映される余地がない、「将来の財務諸表」に反映される影響」(※18)については、次のことが言える。それは、※18を1つの具体的な形で表した影響として、※28、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」を想定することができる、ということである。

4. 「将来の特定の事象」が特定できるか否かに関係なく「将来の財務諸表」に反映される、その「将来の特定の事象」の影響

ここで、前節の(3)の最後から2つ目の段落で示した※27、即ち、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※26、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株

式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象によって、フジタの2006年連結財務諸表には、「第三者割当増資の影響」が反映されることになる」という説明（傍線筆者）において想定されている※28、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響は、「平成17年9月29日」に、上記の※27に見られる※26によって生じる影響であることがわかる。そうであれば、※27においては、「※26によって生じる※28」（※38）を想定することができるが、この※38に見られる※28は、前節の(3)の最後の段落の〔3〕で述べた意味で、第1節で提示した※20に見られる※18を1つの具体的な形で表した影響として、想定することができる。

他方、前節の(2)の最後から2つ目の段落で示した※24、即ち、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※23、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象によって、「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生し、その「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生した後の、「平成17年9月29日」に、「債務免除の実行」という事象(②)が発生し、フジタの2006年連結財務諸表には、「債務免除の影響」が反映される」という説明（傍線筆者）において想定されている※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響については、※24の内容を踏まえると、次の問題を指摘することができる。それは、《1》：※25は、※23によって「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生した「平成17年6月10日」に生じた影響であるのか、それとも、《2》：※25は、「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)ではなく、「債務免除の実行」という事象(②)が発生した「平成17年9月29日」に生じた影響であるのか、という問題（※29）¹⁶⁾である。

16) 本文で示した問題は、「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響額が把握できる場合に、その影響額が

この※29との関係で、2つ前の段落で述べたように、※27においては、「※26によって生じる※28」(※38)を想定することができるように、※24においても、前段落の《1》で述べたことを踏まえると、1.:「※23によって発生する」「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象によって生じる※25(傍線筆者)を想定することができるが、前段落の《2》で述べたことを踏まえると、2.:「債務免除の実行」という事象によって生じる※25(傍線筆者)を想定することができるが、〈1〉:上の1.に見られる、「※23によって発生する」「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象、及び上の2.に見られる、「債務免除の実行」という事象は、※38、即ち、「※26によって生じる※28」に見られる※26と同様に、一般的には、「将来の特定の事象」と記述することができる。他方、〈2〉:①:※25に関しては、前節の(2)の最後の段落で述べた意味で、第1節で提示した※20に見られる※18を1つの具体的な形で表した影響として、※25を想定することができるので、上で示したところの、1.及び2.に見られる※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」は、一般的には、「当期の財務諸表に反映される余地がない」「将来の財務諸表に反映される影響」(※18)と記述できることになる。また、②:※28に関しては、前節の(3)の最後の段落の[3]で述べた意味で、第1節で提示した※20に見られる※18を1つの具体的な形で表した影響として、※28を想定することができるので、※28、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」も、一般的には、「当期の財務諸表に反映される余地がない」「将来の財務諸表に反映される影響」(※18)と記述できることになる。

そうすると、(1):前段落の〈1〉で述べたことを踏まえた上で、「将来の特定の事象」を想定し、(2):前段落の〈2〉の①で述べたことを踏まえた上で、※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」を、一般的に※18と記述し、そして、(3):2つ前の段落で指

把握できたとしても生じ得る問題、と理解することができる。

摘した問題（※29）が解決されない場合に、《1》：※25は、※23によって「〔総額98,855百万円の債務免除〕の決定」という事象（①）が発生した「平成17年6月10日」に生じた影響であるのか、それとも、《2》：※25は、「〔総額98,855百万円の債務免除〕の決定」という事象（①）ではなく、「債務免除の実行」という事象（②）が発生した「平成17年9月29日」に生じた影響であるのかが決まらないことを考慮すると、一般的には、次の状況を想定することができる。それは、第1節で提示した※20に見られる※19に示されている、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）について、「将来の特定の事象」が指している内容は共有されていても、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できない状況」（第1節で示した※30）である。

この※30、即ち、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できない状況」との関係で、[1]：①：「当社グループ」の「前連結会計年度」である、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表を考慮して、一般的には、「当期の財務諸表」を想定することができる。②：「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表を考慮して、一般的には、「将来の財務諸表」を想定することができる。他方、[2]：先に示した※26、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象は、一般的には、「将来の特定の事象」と記述することができる。[3]：2つ前の段落の〈2〉の②で述べた意味で、※28は、一般的には、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」（※18）と記述することができる。そうであれば、[4]：上記の[1]から[3]で述べたことを踏まえると、先に示した※38、即ち、「※26によって生じる※28」は、一般的には、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」（※19）と記述す

ることができる。

ここで、〈1〉：この※19に示されている、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）について、「将来の特定の事象」が指している内容が共有されていることを前提として、上記の※38、即ち、「※26によって生じる※28」に注目すると、※38に見られる※26、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象によって生じる、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響は、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」（※28）（傍線筆者）として、決まっていることがわかる。そうすると、〈2〉：2つ前の段落で示した※30、即ち、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できない状況」に対して、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できる状況」（第1節で示した※31）に関しては、次のことが言える。それは、「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「フジタの2006年連結財務諸表」を考慮して、一般的に、「将来の財務諸表」を想定すると、「フジタの2006年連結財務諸表に反映される、※28に見られる「第三者割当増資の影響」を生じさせた「将来の特定の事象」が、※26という形で特定できる状況」は、一般的には、※31と記述することができる、ということである。

このことを踏まえると、上記の※30については、※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）と、3つ前の段落で示した《1》及び《2》で言及したことを考慮した上で、次のことが言える。それは、「フジタの2006年連結財務諸表に反映される、※25に見られる「債務免除の影響」を生じさせた「将来の特定の事象」が、「平成17年6月10日」に、※23によって発生した「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象（①）であるのか、それとも、「平成17年9月29日」に発生

した「債務免除の実行」という事象(②)であるのかが、特定できない状況」は、一般的には、※30と記述することができる、ということである。

ここで、第1節で提示した※20に見られる※19に示されている、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」という記述を踏まえると、次の考えが成立することがわかる。それは、「将来の特定の事象の影響は、将来の財務諸表に反映される」という考え(第1節で示した※32)である。

この※32からは、次のことが導かれる。それは、(1):先に示したところの、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できない状況」(※30)(傍線筆者)を想定しても、(2):4つ前の段落から、3つ前の段落で述べたことを踏まえて、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できる状況」(※31)(傍線筆者)を想定しても、※32、即ち、「将来の特定の事象の影響は、将来の財務諸表に反映される」という考えに基づくと、上記の(1)で示した※30、及び上記の(2)で示した※31においては、「将来の特定の事象」の影響は、その「将来の特定の事象」が特定できるか否かに関係なく、「将来の財務諸表に反映される」ということである¹⁷⁾。

17) 筆者以外の論者が、(1):本節の最初から2つ目の段落で指摘した※29を、何かの理由で、「解決される必要がない問題」と判断しても、あるいは、(2):本節の最初から4つ目の段落で示した※30について、何かの理由で、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が特定できないこと」に注目する必要はない旨を主張しても、その論者が、本文中で示した「将来の特定の事象の影響は、将来の財務諸表に反映される」という考え(※32)に同意しているのであれば、その論者は、本文中の「この※32からは、…」から始まる段落で、筆者が述べたことに同意していることになる。

他方、前節の(2)の最後の段落で述べた意味で、第1節で提示した※20に見られる、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」(※18)を、1つの具体的な形で表した影響として想定することができる※25、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に関しては、次のことが言える。それは、[1]:※25は、※23によって「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生した「平成17年6月10日」に生じた影響であるのか、それとも、[2]:※25

そうであれば、次のことがわかる。それは、前段落で述べたことを踏まえると、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」(※19) (傍線筆者) において想定されている、「将来の財務諸表」には、その「将来の財務諸表」に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が特定できるか否かに関係なく、その「将来の特定の事象」の影響が反映されることになるが、※19には、「将来の財務諸表」に反映される影響を生じさせる「将来の特定の事象」が、「特定できるところの、「将来の特定の事象」」だけであるかのように解釈される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、」という記述が示されており、※19には、そのような記述が示されている、という問題があるので、※18、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」」には示されていないところの、※19に見られる「将来の特定の事象によって生じる、」という記述は、必要ないということである¹⁸⁾。

5. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の問題を考察した。それは、研究上の議論において、①：「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」」(※18)ではなく、②：「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」

は、「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)ではなく、「債務免除の実行」という事象(②)が発生した「平成17年9月29日」に生じた影響であるのかが、特定できなくても、※25に見られる「債務免除の影響」は、フジタの2006年連結財務諸表に反映される、ということである。

18) 筆者以外の論者が、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」」(※18)に、「「将来の財務諸表」に反映される影響を生じさせる「将来の特定の事象」が、特定できるかどうかには関係ない」旨(☆10)を、何らかの形で反映させる「影響」を考えた場合には、そのような「影響」を考えた論者に対して、筆者は、「「将来の財務諸表」に反映される影響を生じさせる「将来の特定の事象」が、特定できるかどうかは関係ない」にもかかわらず、上記の※18に、☆10を何らかの形で反映させること理由を問うことになる。

(※19)を、概念として提示する必要はあるか、という問題(※20)である。

この問題を考察するに当たって、第2節では、そこで述べた意味で、[事例2-1]において、「前連結会計年度末」の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる」状況として、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-2]に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況(※21)が想定されている、と推察されることを示した。そして、このことを踏まえた上で、第3節の(1)においては、次のことを指摘した。それは、第3節の(1)で述べた意味で、[事例2-1]に見られる、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述(※22)(傍線筆者)において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」には、《1》:[事例2-1]に示されている、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び《2》:[事例2-1]に示されている、「410億円程度の第三者割当増資」が含まれると推察される、ということである。

一方、〈1〉:第3節の(2)では、[事例2-1]に示されている該当する記述、及び[事例2-2]に示されている該当する記述を踏まえた上で、「当社グループ」にとっての、次の事象を想定した。それは、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象(※23)である。また、〈2〉:第3節の(2)では、そこで述べた意味で、(1):前段落の《1》で示した「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と、上記の※23について想定できる、「[関係金融機関からの910億円程度の債務免除]の実際の結果として生じる※23」、(2):「平成17年6月10日」に、※23によって「[総額98,855百万円の債務免除]の決定」という事象が発生していること、(3):「平成17年9月29日」に、「債務免除の実行」という事象が発生していること、そして、(4):フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「債務免除の影響」を考慮した上で、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の

関係について、※24を提示した。そして、〈3〉：第3節の(2)では、※24において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響（※25）であることを指摘した。

他方、〈1〉：第3節の(3)では、[事例2-1]に示されている該当する記述、及びフジタの『有価証券報告書』（2006年版）の28頁に示されている該当する記述を踏まえた上で、「当社グループ」にとっての、次の事象を想定した。それは、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象（※26）である。また、〈2〉：第3節の(3)では、そこで述べた意味で、(1)：2つ前の段落の《2》で示した「410億円程度の第三者割当増資」と、上記の※26について想定できる、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※26、及び(2)：フジタの2006年連結財務諸表に反映される、「第三者割当増資の影響」を考慮した上で、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係について、※27を提示した。そして、〈3〉：第3節の(3)では、※27において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響（※28）であることを指摘した。

続く第4節では、第3節の(2)で示した※24において想定されている※25、即ち「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響について、※24の内容を踏まえた上で、次の問題を指摘した。それは、《1》：※25は、※23によって「総額98,855百万円の債務免除」の決定という事象（①）が発生した「平成17年6月10日」に生じた影響であるのか、それとも、《2》：※25は、「総額98,855百万円の債務免除」の決定という事象（①）ではなく、「債務免除の実行」という事象（②）が発生した「平成17年9月29日」に生じた影響であるのか、という問題（※29）である。

そして、第4節では、そこで述べた意味で、この※29が解決されない場合に、

一般的には、第1節で提示した※20に見られる※19に示されている、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）について、「将来の特定の事象」が指している内容は共有されていても、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できない状況」（※30）を想定できることを示した。その上で、第4節では、[1]：上記の※30、即ち、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できない状況」を想定しても、[2]：第4節で述べたことを踏まえて、一般的に、「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が、特定できる状況」（※31）を想定しても、第1節で提示した※20に見られる※19に示されている、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」という記述を踏まえた上で成立する、「将来の特定の事象の影響は、将来の財務諸表に反映される」という考え（※32）に基づくと、上記の[1]で示した※30、及び上記の[2]で示した※31においては、「将来の特定の事象」の影響は、その「将来の特定の事象」が特定できるか否かに関係なく、「将来の財務諸表に反映される」ことを指摘した。

そして、このことを踏まえて、第4節では、その最後の段落で述べた意味で、※19には、「将来の財務諸表」に反映される影響を生じさせる「将来の特定の事象」が、「特定できる」ところの、「将来の特定の事象」だけであるかのように解釈される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、」という記述が示されており、※19には、そのような記述が示されている、という問題があるので、※18には示されていないところの、※19に見られる「将来の特定の事象によって生じる、」という記述は、必要ないことを指摘した。そうすると、第1節で提示した※20については、次のことが言える。それは、上で述べた意味の問題があるところの、「将来の特定の事象によって生じる、」という記述が見られる※19を、研究上の議論において、概念として提示する必要はない、ということである。このことが、本稿の結論である。

一方、本稿では、紙幅の都合により、次の問題を考察することができなかった。それは、研究上の議論において、(1)：「当期の財務諸表に反映される」余地

がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(※19)(傍線筆者)と、「将来の特定の事象によって生じる、」という記述が見られる、という意味では※19と比較できる、(2):「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」(※39)(傍線筆者)を、概念として提示する余地はあるか、という問題(※40)である。

この※40の考察によって、研究上の議論において、概念として提示する余地があるかどうか明らかになる、上記の※39の特徴を理解するために、※39と比較される意味がある「影響」は、本稿で示した※18と※19について言えば、2つ前の段落で示した本稿の結論において、概念として提示する必要はない旨が論証された※19ではなく、※18であることがわかる。本稿の1つ目の貢献は、

【1】:研究上の議論において、概念として提示する余地があるかどうかを考察されるところの、上記の※39の特徴を理解するために、※39と比較される意味がある「影響」として、本稿で示した※18と※19のうち、提示し得る概念として、※18を示したことである。

他方、詳しくは第1節で示した※17を参照頂きたいが、※17で言及されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※2)の記述(傍線筆者)においては、「経営計画等が達成可能」であることが、想定されていることがわかる。そして、この「経営計画等が達成可能」であることに注目すると、第1節の最初から4つ目の段落の《2》で言及されている、[事例1-1]に見られるところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している、と推察された※8については、「※8が達成できたこと」(※41)、及び「※8が達成できなかったこと」(※42)を想定することができるが、※41及び※42は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」(※43)の実際の結果としての、「将来の特定の事象」と記述することができる。

そうすると、次のことが言える。それは、第1節で示した※17を考察するに当たって、※17で言及されている、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」になる可能性がある「影響」として、前段落で示した※41又は※42を一般的に記述した※43の実際の結果としての、「将来の特定の事象」を考慮すると、「将来の特定の事象によって生じる、」という記述が見られるところの、本稿で示した※19、即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」」（傍線筆者）を、想定することができるということである。本稿の2つ目の貢献は、【2】：4つ前の段落で示した本稿の結論を踏まえると、研究上の議論において、概念として提示する必要はないが、上記の※17を考察するに当たって、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」になる可能性がある「影響」として、※19を示したことである。

本稿では、紙幅の都合により、4つ前の段落で示した※40、及び第1節で示した※17を考察することができなかった。よって、これらの問題を考察することが、今後の課題である。

[引用文献]

坂柳 (2019a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(14)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第69巻第4号, 2019年3月.

坂柳 (2019b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(15)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第70巻第1号, 2019年7月.

日本公認会計士協会 (2003), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第76号, 「後発事象に関する監査上の取扱い」, 2003年3月25日.

日本公認会計士協会 (2004), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第77号, 「追加情報の注記について」, 2004年3月17日改正.